

健康とくらしの調査実施委託業務仕様書

1 調査の目的

介護保険制度で取り組まれている介護予防事業の推進とその効果評価を科学的根拠に基づき行うとともに、第 10 期介護保険事業計画策定に向けた根拠資料を得ることを目的として、市内高齢者の状況やニーズを把握するためにアンケートを実施する。

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 調査内容

(1) 調査対象者

天理市市内在住の要介護認定を受けていない 65 歳以上の方

(2) 調査方法

郵送による調査票の配布、回収

(3) 調査票の内容

共通調査項目、バージョン別調査項目及び自治体独自調査項目により構成

・ 共通調査項目：

健康状態、身体機能、生活習慣などに関する全国共通の調査項目

・ 自治体独自調査項目：

天理市が独自に設定する調査項目

(4) 調査数

2,000 部

(5) 実施時期

令和 7 年 10 月から令和 8 年 1 月

4 委託内容

(1) 郵送調査の対象者の把握

委託者は、第 1 号被保険者台帳から調査対象者の情報を作成する。
このデータを用いて、宛名ラベルを作成する。受託者は対象者を抽出するために必要なマニュアル資料を作成する。

(2) 調査票等の印刷

受託者は、調査票を必要部数印刷する。あわせて、調査票の配布及び改修に必要な封筒も作成する。配布用封筒は角 2 型封筒、回収用封筒は長 3 形封筒とする。

(3) 調査票の配布及び回収

調査対象者のあて名ラベルを委託者が作成し、受託者はあて名ラベルを用いて調査票を発送する。調査票の返送先は天理市福祉政策課とし、受託者は市の指示に基づき調査票を回収する。

(4) 回収調査票の点検と入力

受託者は、回収された調査票の記入状況等を点検し、データ入力する。

(5) 調査結果の集計と分析

受託者は、調査結果を集計し、その特徴について図表等を用いて報告書にまとめる。なお、包括圏域ごと及び小学校区でも報告書にまとめる。

5 データの授受及び保護

委託者及び受託者の間において、この契約にかかる業務に関する資料及び出力帳票の受け渡しは、双方確認のうえ行う。

(1) データ提供に関するスケジュール

各種データは別途案内するスケジュールに従って、委託者から受託者へ提供する。

スケジュールに記された期限までにそれぞれのデータが委託者から提供されることが、受託者において成果品（この仕様書の 6）を約定の期限までに納入するうえで、また委託業務の一部たる地域マネジメントシステムへの各種データの掲載を含めて約定の委託業務を達成するうえで、必須の前提となる。ついては、もし仮にスケジュールのとおりそれぞれのデータが提供されない場合には、成果品の納入遅延及び又は委託業務不達成が生じることはやむを得ないものとし、それらについて委託者は契約の不履行を問われないものとする。

(2) データの保管及び搬送

受託者は、この契約にかかる業務に関する資料及び出力帳票等の保管及び搬送にあたり、常に事故防止に努め、亡失・棄損及び目的外の利用が起こらないよう厳重に措置しなければならない。

(3) データの廃棄

受託者は、この契約にかかる業務の処理によって発生した資料のうち不要となったものを廃棄しようとするときは、委託者の確認を得て、切断・焼却及び消磁等の手段によって処分しなければならない。

(4) 電子媒体及び帳票等の取扱い

電子媒体及び帳票等の取扱いについては、個人情報保護の対策に十分留意し、情報の流出・紛失防止の対策を講じること。

6 成果品

受託者は、調査結果をまとめた報告書を作成し、以下の通り納入する。

令和 7 年度

- ・ 調査結果報告書（全調査の結果を盛り込んだもの）
- ・ 調査結果報告書データ（簡易製本 1 部、ワード及びエクセルデータ）
- ・ 集計データ（単純、クロス、判定別集計表等のエクセルデータ）
- ・ 健康とくらしの調査対象者一覧（エクセルデータ）
- ・ 調査票未提出者一覧表（エクセルデータ）

令和 8 年度

- ・ 「見える化」システム登録用データ
- ・ 上記のデーター式（DVD-ROM等）

7 納入場所

天理市 健康福祉部福祉政策課（天理市川原城町 605 番地）

8 契約方法

入札方式に基づき選定した業務委託予定者と契約を締結する。

9 支払条件

業務完了後とする。

1 0 業務責任者

- (1) 本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名を本市に報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 本業務委託期間中において、業務着手時、中間打ち合わせ時、業務完了時、その他、本市が重要とする際には、業務責任者が立ち会うこと。

1 1 その他

本業務委託に係る成果及び策定段階におけるデータ等は、本市に帰属するものとする。また、本業務にあたって、受託者は個人情報の保護に十分注意すること。

その他、この仕様に定めのない事項は市と協議して決定することとする。

1 2 連絡先（担当者）

天理市役所 健康福祉部福祉政策課（担当：高野）

電話 0743-63-1001

メール fukushi-s@city.tenri.lg.jp